

証券会社の行為規制等に関する内閣府令(昭和四十年大蔵省令第六十号)

改正案	現行
<p>(適用除外行為)</p> <p>第一条 証券取引法(昭和二十三年法律第二十五号。以下「法」という。)(第四十二条第一項ただし書に規定する内閣府令で定めるものは、同条第一項第五号に規定する行為のうち、次に掲げるものとする。</p> <p>一 (略)</p> <p>二 顧客から売買の別、銘柄及び数について同意を得た上で、価格については、当該同意の時点における相場(当該同意の時点における相場がない場合には当該同意の直近の時点における相場とする。)(を考慮して適切な幅を持たせた同意(次号において「特定同意」という。)(の範囲内で証券会社が定めることができることを内容とする契約を締結する行為</p> <p>三 顧客から売買の別、銘柄、個別の取引の総額及び数又は価格の一方について同意(価格については特定同意を含む。)(を得た上で、他方については証券会社が定めることができることを内容とする契約を締結する行為</p> <p>四・五 (略)</p> <p>2)5 (略)</p>	<p>(適用除外行為)</p> <p>第一条 証券取引法(昭和二十三年法律第二十五号。以下「法」という。)(第四十二条第一項ただし書に規定する内閣府令で定めるものは、同条第一項第五号に規定する行為のうち、次に掲げるものとする。</p> <p>一 (略)</p> <p>二 外国為替及び外国貿易法(昭和二十四年法律第二百二十八号)第六条第一項第六号に規定する非居住者である顧客から売買の別、銘柄及び数について同意を得た上で、価格については時差を考慮して必要な幅を持たせた同意の範囲内で証券会社が定めることができることを内容とする契約を締結する行為</p> <p>三 顧客から売買の別、銘柄、個別の取引の総額及び数又は価格の一方について同意を得た上で、他方については証券会社が定めることができることを内容とする契約を締結する行為</p> <p>四・五 (略)</p> <p>2)5 (略)</p>

改正案	現行
<p>（適用除外行為）</p> <p>第十八条 法第六十五条の二第五項において準用し、令第十七条の四の規定により読み替えて適用する法第四十二条第一項ただし書に規定する内閣府令で定めるものは、同条第一項第五号に規定する行為のうち、次に掲げるものとする。</p> <p>一 （略）</p> <p>二 顧客から売買の別、銘柄及び数について同意を得た上で、価格については、当該同意の時点における相場（当該同意の時点における相場がない場合には当該同意の直近の時点における相場とする。）を考慮して適切な幅を持たせた同意（次号において「特定同意」という。）の範囲内で登録金融機関が定めることができることを内容とする契約を締結する行為</p> <p>三 顧客から売買の別、銘柄、個別の取引の総額及び数又は価格の一方について同意（価格については特定同意を含む。）を得た上で、他方については登録金融機関が定めることができることを内容とする契約を締結する行為</p> <p>四・五 （略）</p> <p>2）5 （略）</p>	<p>（適用除外行為）</p> <p>第十八条 法第六十五条の二第五項において準用し、令第十七条の四の規定により読み替えて適用する法第四十二条第一項ただし書に規定する内閣府令で定めるものは、同条第一項第五号に規定する行為のうち、次に掲げるものとする。</p> <p>一 （略）</p> <p>二 外国為替及び外国貿易法（昭和二十四年法律第二百二十八号）第六条第一項第六号に規定する非居住者である顧客から売買の別、銘柄及び数について同意を得た上で、価格については時差を考慮して必要な幅を持たせた同意の範囲内で登録金融機関が定めることができることを内容とする契約を締結する行為</p> <p>三 顧客から売買の別、銘柄、個別の取引の総額及び数又は価格の一方について同意を得た上で、他方については登録金融機関が定めることができることを内容とする契約を締結する行為</p> <p>四・五 （略）</p> <p>2）5 （略）</p>